

「電波利用料制度に関する専門調査会」
公開ヒアリング資料

平成22年5月17日
(社)日本民間放送連盟

はじめに

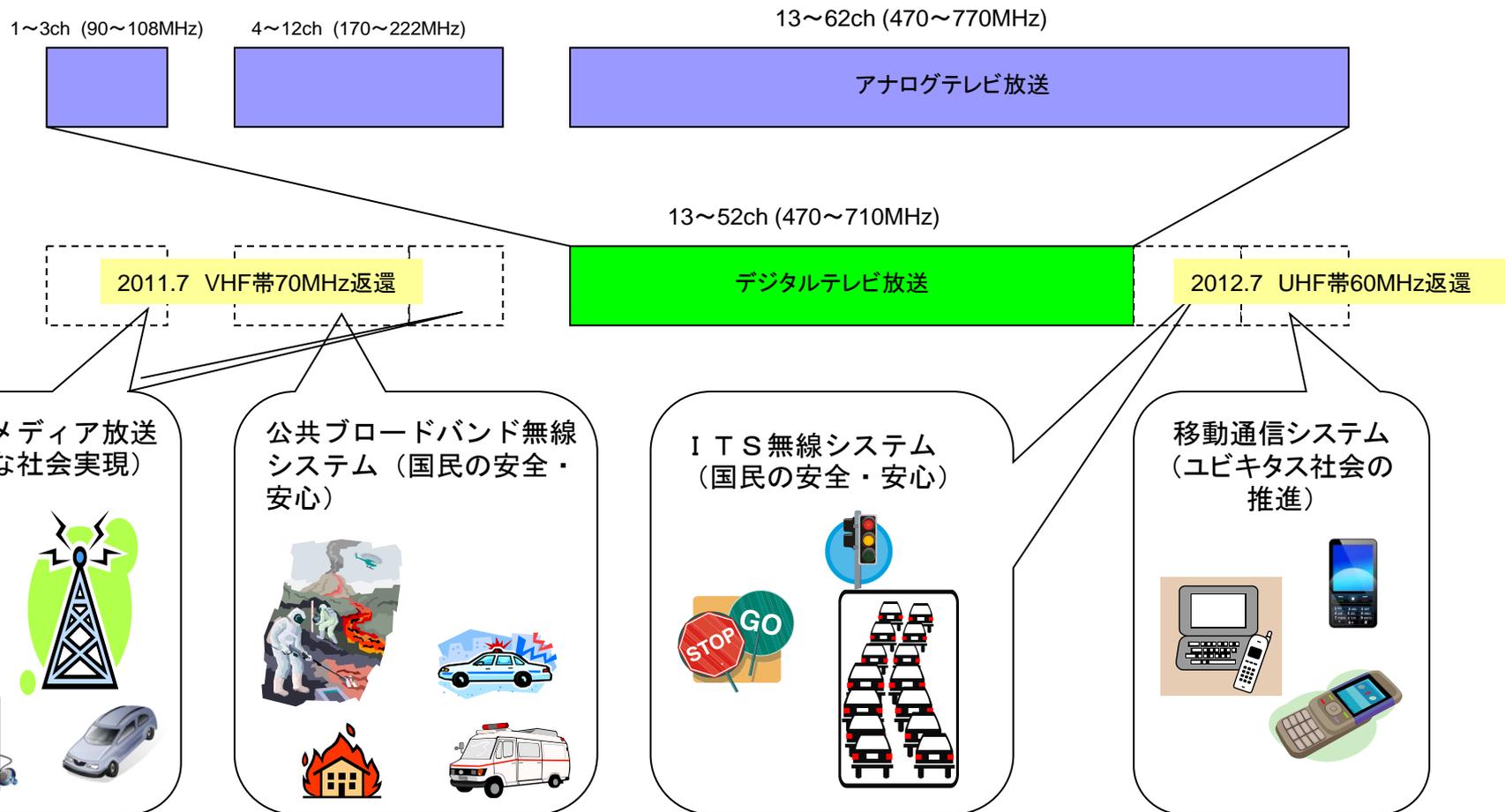
民放連の提出予定意見のうち、本日は2点に絞ってご説明します。

- ①「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途
- ②「携帯電話」と「放送」の電波利用料構造の違いを考慮する必要がある

①「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途

- 国策である地上テレビ放送のデジタル化は、VHF／UHF帯の合計130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用可能とするもの。
- そのための「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途。
- 同総合対策を、放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは不適切。

① 「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする使途

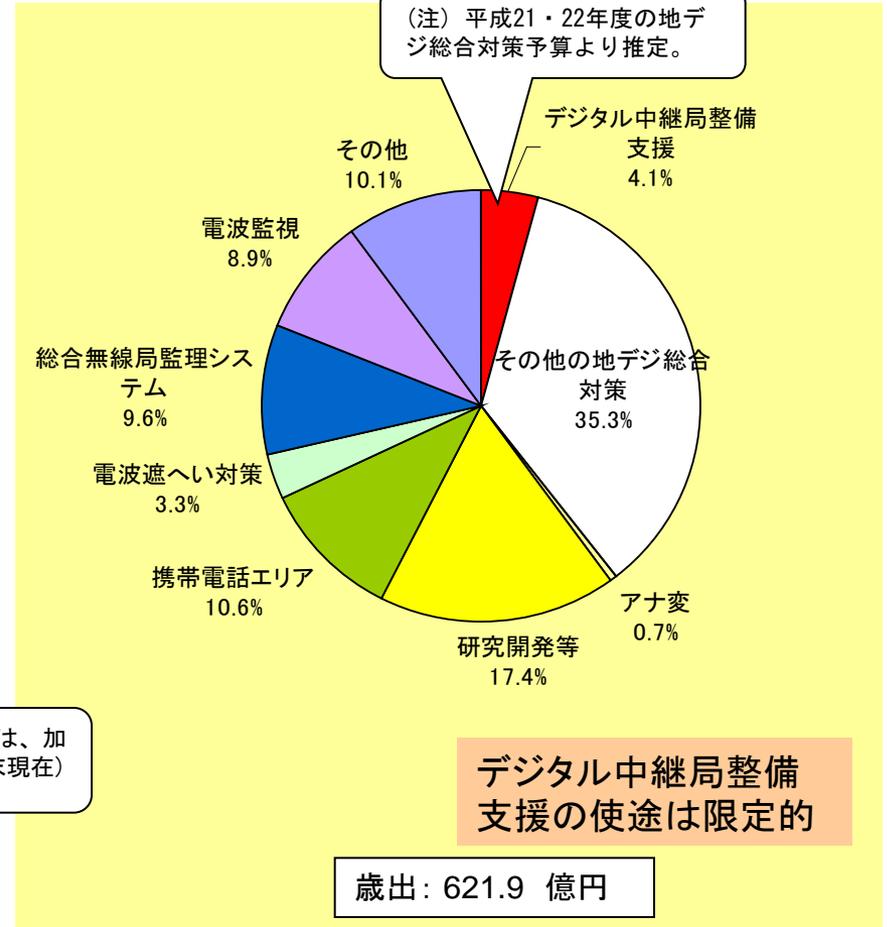
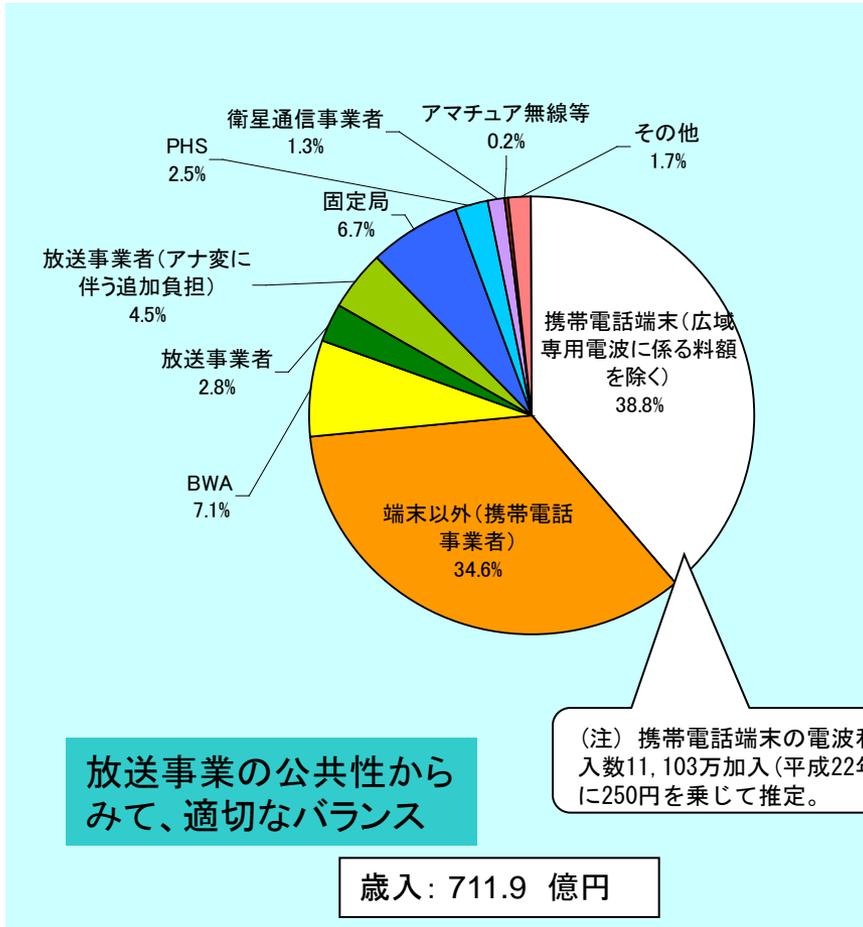


② 「携帯電話」と「放送」の電波利用料構造の違いを考慮する必要がある

- 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した端末に電波利用料が課せられる。電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担。
- 放送は一方方向の送信であり、視聴者が購入した受信機は無線局ではなく電波利用料がかからない。電波利用料は放送事業者(送信側)のみが負担。
- 携帯電話と放送の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘があるが、こうした構造を無視したもので、適切とはいえない。

参考1： 第1回専門調査会 資料1の5頁 「電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成22年度)」についての考察

※ ①・②の説明を踏まえると、資料の見方が変わってくる。



参考2： 民放連意見の要旨

(1) 用途及び予算規模について

- ① 現行制度において「電波利用共益費用」として電波法に限定列挙されている用途は概ね適切なものであり、現在の予算規模も概ね適切なものと考ええる。
- ② 国策である地上テレビ放送のデジタル化は、VHF/UHF帯の130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用可能とするものであり、そのための「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途であるため、これを放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは不適切と考える。

(2) 料額について

- ① 近年は電波の経済的価値を反映させる方向で各種無線局の料額設定をしているが、経済的価値の追求だけでなく、電波利用の目的や社会的意義に配慮すべきものと考ええる。高い収益をあげうる電波利用システムのみを存続させるような制度設計にすべきではない。
国民の知る権利に依って健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時等にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切と考える。
- ② 放送の特性係数は、法令に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定された適切な措置であり、今後も維持することが不可欠と考える。
- ③ 携帯電話事業では、事業者側の基地局設備に加え、利用者が購入した端末に電波利用料が課せられるため、携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担している。一方、放送事業においては、視聴者が購入した受信機は無線局ではなく電波利用料がかからないため、電波利用料は送信側すなわち放送事業者のみが負担することになる。放送と携帯電話の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘があるが、こうした構造を無視した考察であり、適切さを欠くものと考ええる。
- ④ 地上テレビ放送のデジタル化により、地上テレビ放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返還するため、平成23年以降は平成22年と比べ、地上テレビ放送の利用料負担額は大幅な減額となるのが至当である。

(3) その他

- ・ 次期の電波利用料の見直しにあたっては、過去の審議を十分尊重したうえで検討を行うべきであり、ゼロベースの議論は避けるべきと考える。